令和8年11月9日

鋸南学童保育所及び鋸南幼稚園一時預かり保育所運営業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問回答書

鋸南町教育課

実施要領または仕様書の別	項目等	質問内容	回答
実施要領 P1	2（4）	「消費税を含む・税率10%」と記載されていますが、放課後児童健全育成事業及び幼稚園一時預かり事業は、第二種社会福祉事業に該当し、消費税は非課税となる認識です。 今回の委託業務についても非課税として取り扱い、記載されている提案上限額をそのまま適用して見積書を作成するという認識でよろしいでしょうか。	第二種社会福祉事業は非課税と言う認識ですが、消費税について町で判断できないため税込みの記載をお願いします。消費税の算定が必須と言う意味ではありません。（非課税なら「０円」又は「非課税」と記入）
実施要領 P2	5（5）②	会社概要・主要業務実績書は6部提出となっていますが、添付する業務実績の証明資料についても6部必要でしょうか。	１部正本、５部副本で結構です。
実施要領 P3	7（5）①	企画提案書は任意様式、A4サイズとされていますが、ページ数や構成について上限・指定はありますでしょうか。	ページ数の上限や構成の指定はありません。Ａ４の任意様式で６部提出し、うち１部は綴じずにクリップ留めとしてください。
実施要領 P4	7（5）③	業務実施工程表は任意様式とされていますが、契約締結後から業務開始までの準備期間に加え、令和9年度以降の年間スケジュールも記載する必要がありますでしょうか。	業務実施工程表はＡ４・任意様式です。選考基準表の「実施体制」では、契約締結後から業務開始までの流れを評価します。令和９年度以降の年間工程は、不要です。
実施要領 P4	7（5）④	統括責任者の人件費や事務管理費など、両施設に共通する経費については、各施設に按分して計上する方法でよろしいでしょうか。	御見込みのとおりです。
仕様書 P2	6（1） （2）	学童保育所及び幼稚園一時預かり保育所それぞれについて、過去3年間の月別登録児童数及び実利用児童数の資料をご提供いただくことは可能でしょうか。 また、実利用児童数については、月平均の利用人数を「平日（通常授業日）」「土曜日」「一日保育（長期休業期間等）」に区分した資料をご提供いただけますと幸いです。	学童保育所及び幼稚園一時預かり保育所それぞれについて、R７年度「平日（通常授業日）」「土曜日」「一日保育（長期休業期間等）」区分した月ごとの実利用児童数①、開所日数②にかかる資料は提供可能です。 ※添付資料 ①R7年度学童保育・幼稚園一時預かり保育利用実績 ②R7学童保育開所実績
仕様書 P2	6（1） （2）	令和9年度以降の利用児童数について、町として想定されている見込みや増減に関する情報があればご教示ください。	利用児童数の想定は、令和８年10月現在、学童60名、一時預かり30名です。次年度以降の想定見込みの試算は現在しておりません。傾向としては、年々微減傾向ではありますが、今回は同数程度で試算願います。
仕様書 P2	7（1）	過去3年間の開所日数について、「平日（通常授業日）」「土曜日」「一日保育（長期休業期間等）」に区分した資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	同資料の過去3年間分の提供は想定しておりません。 R7年度の開所日数実績については、質問の仕様書P2、６（１）（２）で添付した資料②を参照願います。
仕様書 P2	7（3）①	鋸南小学校及び鋸南幼稚園の通常の下校・降園時間について、いずれも14時30分との認識でよろしいでしょうか。 認識に相違がある場合は、それぞれの通常の下校・降園時間をご教示ください。また、曜日や行事等により時間が変更となる場合は、変更となる時期や時間についてもご教示いただけますと幸いです。	鋸南小学校は、基本15：05。 ※1、２年生は火木曜日のみ早帰りで14：15下校です。 ※3年生は火曜日のみ早帰りで14：15下校です。 鋸南幼稚園14：30です。
仕様書 P4	8（2）③	入退室管理システムに関する記載がありますが、幼稚園一時預かり保育所においても導入するという認識でよろしいでしょうか。	御見込みのとおりです。
仕様書 P5	8（3）②	おやつ代は保護者から直接徴収するとされていますが、現在のおやつ代の金額及び月当たりのおやつ利用児童数についてご教示ください。 また、幼稚園一時預かり保育所においても、おやつの提供及び保護者からのおやつ代の徴収を行っているという認識でよろしいでしょうか。徴収している場合は、現在のおやつ代の金額及び月当たりのおやつ利用児童数についてもご教示ください。	学童及び幼稚園一時預かりともに、おやつ代は定期利用が月額2,000円、一時利用が１日100円です。。積算につかう月あたり利用児童数は、令和８年10月の利用登録数は学童60人、幼稚園一時預かり30人として試算願います。
仕様書 P5	8（3）③	昼食の提供について、幼稚園一時預かり保育所においても昼食を提供するという認識でよろしいでしょうか。また、現在もお弁当を提供されている場合は、お弁当代の金額及び月当たりのお弁当利用児童数について、学童保育所・幼稚園一時預かり保育所それぞれご教示ください。	昼食の提供については、今現在提供をしておりませんので、想定される児童数は未定の状況です。できれば次年度から着手したいと考えておりますが未だ確定事項ではありませんので、本件については、優先交渉権者の方とご相談により進めていく考えですので、実績数はお示しできない状況です。
仕様書 P5	8（3）⑦	賠償責任保険への加入は受託者負担とされていますが、町として求める補償内容や補償額の基準があればご教示ください。	町として求める補償内容や補償額の基準を持ち合わせておりません。本件については、優先交渉権者の方とご相談により進めていく考えです。
仕様書 P6	9（1）	業務責任者は支援の単位ごとに1人配置するとされていますが、業務責任者が支援員を兼務することは可能でしょうか。また、業務責任者は支援員の配置人数に含めることができるのでしょうか。	可能です。
仕様書 P6	9（1）	学童保育所は3つの支援の単位に分かれていますが、利用児童数が少ない日や時間帯において、複数の支援の単位を合同で保育することは可能でしょうか。可能な場合、実施条件や職員配置の考え方についてご教示ください。	可能です。実施条件や職員配置の考え方について特に基準は設けておりません。受託業者側で効率的な実施条件や職員配置を考えて頂いて結構です。
仕様書 P6	9（2）	特別な支援を必要とする児童への加配にかかる経費等は、委託者と協議の上決定すると記載されておりますが、今回提出する見積金額には当該経費を含めず、加配が必要となった場合に別途協議の上、費用負担等を決定するという認識でよろしいでしょうか。	特別な支援を必要とする児童への加配にかかる基準を作るのは難しいため、今までも受託事業者と都度協議を行い対処方法を決定しておりました。受託事業者と別途協議とさせて頂きます。
仕様書 P7	9（5）	現支援員の雇用及び処遇を最優先し、給与・報酬を現行水準より上回る額に設定するとされていますが、積算にあたり、現支援員の人数、雇用形態、勤務時間、給与水準及び処遇（給与、賞与、特別休暇、各種手当、社会保険加入者数等）等に関する情報をご提供いただくことは可能でしょうか。	本件にかかる内容は、現委託者により管理されておりますことから、現状、町で当該資料を持ち合わせておりません。プロポーザルの結果、優先交渉権者に決定した方とご相談により進めていく考えですので、現時点での提供は考えておりません。
仕様書 P8	15	No.15に「活動費徴収報告書」とありますが、保育運営にあたり、保護者から料金を徴収するという認識でよろしいでしょうか。上記の認識で相違ない場合は、徴収する料金の具体的な内容についてもご教示ください。	御見込みの通りです。徴収する料金の具体的な内容は、おやつ代、昼食代、工作等の消耗品が想定されます。
仕様書 P11	別表2	仕様書には損害賠償責任保険に関する記載がありますが、傷害保険については、保護者負担という認識でよろしいでしょうか。 なお、受託者負担となる場合は、加入すべき保険の補償内容や補償額等について、基準がございましたらご教示ください。	御見込みの通りです。 学童及び幼稚園一時預かりを利用する場合、保護者負担により、R8年度は児童クラブ共済制度（B型）に加入して頂きます。 ただ、一時利用の場合は保険適用外です。 また、受託者側の過失等による補償に関しては、町側で情報を持ち合わせておらず、特段基準もございません。
その他	-	放課後児童支援員等処遇改善事業について、現在、当該事業による補助金の交付を受けておりますでしょうか。	現在、補助金の交付は受けておりません。